

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表

予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

2022年10月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 予防専門型 訪問サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 予防専門型 訪問サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 予防専門型 訪問サービス費 (Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			123単位	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200単位加算		200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算		

※同一建物減算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表(共生型)

指定居宅介護事業所において基礎研修課程修了者等が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合、使用します。(70/100)

2022年10月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ / 2	イ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅰ) (共生型サービス 居宅介護1)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	共生型による減 算 ×70%	823	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ / 2日割				27	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ / 2	ロ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅱ) (共生型サービス 居宅介護1)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	共生型による減 算 ×70%	1,644	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ / 2日割				54	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ / 2	ハ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅲ) (共生型サービス 居宅介護1)	要支援2(週2回を超え る程度)	共生型による減 算 ×70%	2,609	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ / 2日割				86	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算				1月につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算 / 2	ニ 初回加算			200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ / 2	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ / 2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000 加算	

※同一建物減算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表(共生型)

指定居宅介護事業所において重度訪問介護研修修了者が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合、使用します。(93/100)

2022年10月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1131	訪問型独自サービスⅠ／3	イ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅰ) (共生型サービス 居宅介護2)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	共生型による減 算 ×93%	1,094	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービスⅠ／3日割				36	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービスⅡ／3	ロ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅱ) (共生型サービス 居宅介護2)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	共生型による減 算 ×93%	2,185	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービスⅡ／3日割				72	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービスⅢ／3	ハ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅲ) (共生型サービス 居宅介護2)	要支援2(週2回を超え る程度)	共生型による減 算 ×93%	3,466	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービスⅢ／3日割				114	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算				1月につき
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	ニ 初回加算			200	200
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	ホ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000 加算	

※同一建物減算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表(共生型)

指定居宅介護事業所において基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者以外の者が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合、使用します。(100/100)

2022年10月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1141	訪問型独自サービスⅠ／4	イ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅰ) (共生型サービス 居宅介護3)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	共生型による減 算 なし	1,176	1月につき
A2	2141	訪問型独自サービスⅠ／4日割				39	1日につき
A2	1241	訪問型独自サービスⅡ／4	ロ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅱ) (共生型サービス 居宅介護3)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	共生型による減 算 なし	2,349	1月につき
A2	2241	訪問型独自サービスⅡ／4日割				77	1日につき
A2	1351	訪問型独自サービスⅢ／4	ハ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅲ) (共生型サービス 居宅介護3)	要支援2(週2回を超え る程度)	共生型による減 算 なし	3,727	1月につき
A2	2351	訪問型独自サービスⅢ／4日割				123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算				1月につき
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	ニ 初回加算			200	200
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	100
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000 加算	

※同一建物減算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

1 予防専門型訪問サービスサービスコード表(共生型)

指定重度訪問介護事業所が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合、使用します。(93/100)

2022年10月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1151	訪問型独自サービスⅠ／5	イ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅰ) (共生型サービス 重度訪問介護)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	共生型による減 算 ×93%	1,094	1月につき
A2	2151	訪問型独自サービスⅠ／5日割				36	1日につき
A2	1251	訪問型独自サービスⅡ／5	ロ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅱ) (共生型サービス 重度訪問介護)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	共生型による減 算 ×93%	2,185	1月につき
A2	2251	訪問型独自サービスⅡ／5日割				72	1日につき
A2	1361	訪問型独自サービスⅢ／5	ハ 予防専門型 訪問サービス費(Ⅲ) (共生型サービス 重度訪問介護)	要支援2(週2回を超え る程度)	共生型による減 算 ×93%	3,466	1月につき
A2	2361	訪問型独自サービスⅢ／5日割				114	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算				1月につき
A2	4041	訪問型独自サービス初回加算／5	ニ 初回加算			200	200
A2	4043	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／5	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100	1月につき
A2	4042	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／5		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000 加算	

※同一建物減算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。